（参考：政令第６条の10に規定する使用人の証明）

　　年　　月　　日

愛知県知事　大村秀章　殿

名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

愛知県　株式会社

代表取締役　愛知　一郎

政令第６条の10に規定する使用人について

津島六郎は廃棄物の積替え・保管施設［中間処分施設］がある○○処理場（住所：

　　　　　　）の代表者（○○処理場長）を務めており、廃棄物の収集運搬［処分・再生］の業に係る契約を締結する権限を有しておりますので、政令第６条の10に規定する使用人であることを証明します。

又は

津島六郎は廃棄物に関する業務を行う○○事務所（住所：　　　　　　　　）の代表者（○○事務所長）を務めており、廃棄物の収集運搬［処分・再生］の業に係る契約を締結する権限を有しておりますので、政令第６条の10に規定する使用人であることを証明します。

※証明される使用人が講習の修了者である場合は、以下の文を追加

また、津島六郎は、愛知県内の産業廃棄物収集運搬［処分］業に係る契約権限を有することを証明します。